

## NPO 法人市民福祉団体全国協議会 FAX 通信 2009年3月23日臨時号

### 「宅老所を全国に広げる会」が「静養たまゆら」開催事故について声明を発表

「宅老所を全国に広げる会」(座長:西田京子)は、3月22日に名古屋において運営委員会を開催し、「静養たまゆら」の火災事故について下記の声明を採択した。

また、同会では6月29日に研究会を開催することもあわせて決めた。内容は、「家族のあり方 ~ 老後の一人暮らしへの対応」ということで、宅老所の意義を考える。講師は、袖井孝子(シニア社会学会会長、御茶ノ水大学名誉教授)。

### 声明:「静養たまゆら」の火災事故について

2009年3月22日

宅老所を全国に広める会・運営委員会

群馬県の高齢者向け住宅「静養たまゆら」(NPO法人彩経会)において3月19日夜におきた火災において死者が10人にもなり、重軽傷者、行方不明者がおり、まだ被害が拡大すると思われる。この事件の被害者になられた方々に「宅老所を全国に広める会」は深く哀悼の意を表する。

この火災をこれまでの大事故にした直接の原因は、施設運営側にあり、いかなる言い逃れもできない。また、その経営をNPO法人が行っているが、本来のNPO法人の場合に、このような杜撰な経営・運営をしていくことは考えられない。この件については、認証責任のある当局はもとよりNPO自身も調査し、今後類似の事件がNPO法人としておこらないように対処しなければならない。

「宅老所を全国に広める会」としては、火災を発生させないための処置や避難訓練などについてできるかぎりの対応をするようにする。

また、この事件が深刻なのは、都内の墨田区などによる棄民政策として「静養たまゆら」が利用されており、行政責任が極めて重大なことである。原理的な課題は、当事者が住みなれた地域で住み続けられるような福祉・介護政策に行政が責任をもっていないということである。この点に関して、宅老所は認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる有効なツールであり、より一層、発展させていかななければならない。

今回の事件について、私たちの「宅老所を全国に広める会」は、次の点を確認しておきたい。宅老所は高齢者の「お泊り」ができる機能をもっており、火災事故などをおこさない万全の注意が必要である。しかし、いま、有料老人ホームの申請をするように当局からの圧力を受けており、この火災事故によってより指導が強化される可能性があるが、これは拒否する。「静養たまゆら」と宅老所は次の点において決定的に相違する。

「静養たまゆら」は明確に入居施設であり、居宅として機能しており、明確に「有料老人ホーム」である。これに対して、宅老所は「お泊り」はするが、入居施設・居宅ではない。

「静養たまゆら」は、行政の管理範囲にはいることを拒否し、また、地域社会からも隔絶し、高齢者の「収容所」として機能した。これに対して、宅老所は地域社会に開放され「地域の居場所」の機能を果たしており、また、その多くは介護保険上のデイサービス(10人程度)を実施しており、行政の指導を随時受けている。

「静養たまゆら」は40人もの大勢の人々の入居施設であるが、宅老所は数人のお泊りがある家庭の延長の空間である。

以上のことから、「静養たまゆら」の犠牲者に哀悼の意を表し、私たちも火災事故を起こさない決意をするとともに、これに乗じての当局の宅老所への有料老人ホーム申請の圧力に反対する。以上、声明する。

宅老所を全国に広める会 座長 西田京子

事務局: NPO法人市民福祉団体全国協議会

〒105-0011東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館